

【No. 11】

次のうち、毒物及び劇物取締法第22条第1項の規定により、事業場の所在地の都道府県知事に業務上取扱者の届出をする必要がないものはどれか。

- 1 シアン化合物を使用して、電気めっきを行う事業者
- 2 シアン化合物を使用して、金属熱処理を行う事業者
- 3 有機<sup>りん</sup>化合物を使用して、しろありの防除を行う事業者
- 4 最大積載量が6,000kgの自動車を用いて、水酸化ナトリウムを運送する事業者

正解なし（当初予定していた正解は3）

【解説】

3を正解として出題しましたが、1及び2のシアン化合物のうち届出が必要なものは、シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤であり、有機シアン化合物については届出が不要です（毒物及び劇物取締法第22条第1項第2号、毒物及び劇物取締法施行令第42条第1項第1号）。また、4の水酸化ナトリウムのうち水酸化ナトリウム5%以下を含有するものは劇物から除外されるため届出が不要です（毒物及び劇物指定令第2条第1項第68号）。よって適切な問題ではないと判断しました。

【No. 14】

毒物及び劇物取締法に関する以下の記述について、正誤の組み合わせが正しいものはどれか。

- a 毒物劇物営業者は、その営業の登録が効力を失った日から起算して 50 日以内であれば、所有する特定毒物を他の特定毒物営業者に譲り渡すことができる。
- b 毒物劇物営業者は、その営業の登録が効力を失ったときは、30 日以内に、都道府県知事に現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。

	a	b
1	正	正
2	正	誤
3	誤	正
4	誤	誤

正解なし（当初予定していた正解は 2）

【解説】

2 を正解として出題しましたが、問題文 a 中の「特定毒物営業者」（特定毒物を取り扱う毒物劇物営業者という意味で出題）という記載は法律の条文にはなく、「毒物劇物営業者」、「特定毒物研究者」、「特定毒物使用者」が法律の条文の記載であるため、「特定毒物営業者」は意味不明な表現であり、適切な問題ではないと判断しました。（毒物及び劇物取締法第 21 条第 2 項）

**【No. 24】**

次の記述に該当する法則はどれか。

同温・同圧では、同体積中に同数の分子が含まれる。

- 1 質量保存の法則
- 2 定比例の法則
- 3 アボガドロの法則
- 4 気体反応の法則

正解なし（当初予定していた正解は3）

**【解説】**

3を正解として出題しましたが、アボガドロの法則は、気体において成立する法則であり、問題文に「気体において」という文言が不足しており、適切な問題ではないと判断しました。